解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

新潟県長岡市前島町二一一番地
財団法人心耕会
代表清算人　鷲尾　純一

解散公告（第二回）

下野部土地改良区は、平成二十三年十月十八日静岡県知事の認可により解散したので当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

静岡県磐田市下野部四八番地
清算法人下野部土地改良区
清算人代表　大橋　康二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月二十八日開催の正会員総会の決議により平成二十三年九月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

徳島県阿波市市場町市場字上野段七〇一番地一
特定非営利活動法人ほほえみ
清算人　三浦　晴信

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年十月二十五日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

高知県須崎市山手町一番七号
清算法人須崎市中汐田土地改良区
代表清算人　津野　秋誠

配当公告

秋田県横手市大雄字宮小路七五番地二
破産者　株式会社東翔

右の者に対する秋田地方裁判所横手支部平成二十三年（フ）第二五号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四六四、五五五、八四九円

一、配当することのできる金額
金九二、九一一、一七〇円

平成二十三年十一月十七日

秋田県秋田市山王中島町一三番四一号
破産管財人　渡部　聡

配当公告

富山市呉羽町六九二六番地
破産者　荒木　信忠

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第三二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一二〇、四七四、〇一七円

一、配当することのできる金額
金二、八四五、五七五円

平成二十三年十一月十七日

富山市西田地方町一丁目五番二五号
破産管財人　浦崎　威

配当公告

奈良県橿原市一町三〇八番地
破産者　株式会社竹本電機製作所

右の者に対する奈良地方裁判所葛城支部平成二十三年（フ）第五七号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先的破産債権　金二四、七五〇、〇〇〇円
一般破産債権　金一、一五四、〇〇二、〇二七円

一、配当することのできる金額
優先的破産債権　金二四、七五〇、〇〇〇円
一般破産債権　金四六、一六〇、〇七二円

平成二十三年十一月十七日

奈良県大和高田市高砂町二番一号サンライズビル三階
破産管財人　下村　敏博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区一番町一丁目二番地、最後の住所北海道根室市月岡町二丁目八八番地根室隣保院附属養護老人ホーム
被相続人　亡　鈴木　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

北海道標津郡中標津町東二四条南五丁目二番地
相続財産管理人　上野　勝侑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市南七条東六丁目一〇番地、最後の住所北海道網走市桂町二丁目八番九号
被相続人　亡　阿部　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール九〇一号
相続財産管理人　伊藤　昌博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　盛行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

青森県むつ市金谷二丁目一―二七　中央ビル二階
相続財産管理人　石田　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区国見六丁目七七番、最後の住所仙台市青葉区国見六丁目七七番六―三〇六号
被相続人　亡　八巻　伸次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目九番二二号　第2ナカノビル七〇三　宇都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇都　彰治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市西新斎町四番地、最後の住所山形県鶴岡市西新斎町四番八号
被相続人　亡　山木　文進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

山形県鶴岡市ほなみ町一番一号ナエズサトウテナント二―A
相続財産管理人　弁護士　日詰　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市東郷一〇四一番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　泉水　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

千葉県茂原市上林一四二番地一一
相続財産管理人　司法書士　田上　允之

第１期決算公告　平成23年11月17日

北海道斜里郡斜里町本町13番地６
株式会社ステージサポート
代表取締役　川村　雅美

貸借対照表の要旨（平成23年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,148
	固定資産	30
	繰延資産	331
	資産合計	**2,510**
負債及び純資産の部	流動負債	376
	負債合計	**376**
	株主資本	2,133
	資本金	3,000
	利益剰余金	△866
	その他利益剰余金	△866
	純資産合計	**2,133**
	負債・純資産合計	**2,510**

（注）当期純損失　840千円